

税・国保のお知らせ

◆納税通知書をお送りします

平成29年度分の固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納税通知書と納付書を5月8日(月)に発送します。コンビニエンスストアでも納付できます。年税額・納期・各期別納付額をご確認のうえ、納期内の納税をお願いします。

なお、口座振替をご利用の方には納税通知書のみをお送りします。その場合、期別(月別)納付する方はそれぞれの税目ごとに各納期の末日(月末日。月末日が土曜・日曜日、祝日の場合は翌月初めの平日)に、全期(全月)前納する方は1年分を一括して年度当初の納期の末日に、それぞれ指定の口座から振替納税されます。

■固定資産税・都市計画税について：資産税課 ☎963319147・9148・9149、軽自動車税について：市民税課 ☎96319145

◆個人市・県民税の特別徴収額の通知書をお送りします
平成29年度の個人市・県民税を給料から差し引きで納付される方の税額通知書を、5月15日(月)に勤務先へ発送する予定です。通知書は勤務先からお受け取りください。

■市・県民税の課税(非課税)証明書について
平成29年度(28年分)の市・県民税課税(非課税)証明書の

**昨年度(平成28年度)の市税・国民健康保険税の未納者に
対する徴収を強化しています。早急にお納めください。**

交付の開始は、次のとおりです。▽給与からの特別徴収(差し引き)の方：5月15日(月)▽普通徴収の方：6月6日(火)▽公的年金から特別徴収(差し引き)の方：6月13日(火)
*自動交付機・コンビニエンスストアでは、6月13日(火)から交付できます

交付の開始までは、平成28年度(27年分)が最新年度です。証明書交付を請求する場合は、何年度の証明書が必要なのかを提出先等にご確認ください。取り扱いは、市民税課(第三庁舎3階)、北部・南部出張所、パスポートセンターで行っています。

■国民健康保険税の仮徴収額変更通知書をお送りします
平成29年度の国民健康保険税を年金からの特別徴収で納付される予定だった方のうち、徴収方法を変更された方に、仮徴収額変更通知書を5月16日(火)にお送りします。該当の方については、7月から口座振替または納付書での納付となります。

◆国民健康保険加入・喪失の手続きはお済みですか
▽加入手続き：勤務先の健康保険などを喪失した後、別の健康保険に加入していない方は、国民健康保険の加入手続きが必要です。①健康保険資格喪失証明書または退職証明書・離職票など健康保険を喪失した日付が確認できる書類 ②印鑑 ③本人確認できる書類

◆国民健康保険の納付方法選択のダイレクトメールをお送りします
平成29年度の国民健康保険税を8月以降、新たに年金からの特別徴収で納付される予定の方に、納付方法選択についてのダ

**介護保険料の滞納者に
滞納処分を行います**

介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みです。介護保険料は介護保険を運営するための貴重な財源です。

市へ納付する65歳以上の方の介護保険料は、可能な限り自主納付を基本としています。しかし、再三にわたる督促や催告にもかかわらず納付

が確認できない場合は、負担の公平・公正性を確保するため、財産(預貯金、給与、生命保険、不動産等)の差し押さえ処分を行います。

平成28年度中には、25件の差し押さえ処分を行いました。平成28年度介護保険料の納期限はすべて過ぎています。未納の場合は速やかに金融機関などでお納めください。なお、納付相談は随時受け付けています。

イレクトメールを発送します。年金からの特別徴収を口座振替に変更する場合は、5月31日(水)までに国民健康保険課(第二庁舎1階)または北部・南部出張所でご申請ください。期日を過ぎて申請した場合は、年金からの特別徴収の停止時期が10月以降となります。現在、年金からの特別徴収で納付されている、29年度も引き続き特別徴収で納付される予定の方は、28年度の国民健康保険税納付通知書に金額を記載していただきます。ご確認ください。

◆申請に必要なもの
①保険証 ②振替口座の通帳と届出印(新たに口座振替をお申し込みの方のみ)

◆休日納税窓口を開きます
5月7日(日)・21日(日)・6月4日(日)、午前9時～午後3時 国取納課(第二庁舎3階) 国取納課 ☎96319142・9143

**後期高齢者医療保険料の均等割額軽減判定の
基準所得額が変わります**

「埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の一部改正に伴い、平成29年度の後期高齢者医療保険料の均等割額軽減判定の基準所得額が表3のとおり変わります。

均等割額の軽減割合	平成28年度 同一世帯内の被保険者および世帯主の 前年中の総所得金額等の合計額
8.5割軽減	33万円以下
9割軽減	8.5割軽減の対象となる世帯のうち、 同一世帯内の被保険者全員が 年金収入80万円以下(他の各種所得なし)
5割軽減	33万円+(26.5万円×世帯の被保険者数)以下
2割軽減	33万円+(48万円×世帯の被保険者数)以下

均等割額の軽減割合	平成29年度 同一世帯内の被保険者および世帯主の 前年中の総所得金額等の合計額
8.5割軽減	変更なし
9割軽減	変更なし
5割軽減	33万円+(27万円×世帯の被保険者数)以下
2割軽減	33万円+(49万円×世帯の被保険者数)以下

*同一世帯内の被保険者および世帯主の前年中の所得申告が必要となりますので、所得の申告を済ませるようお願いいたします。なお、軽減判定は自動で行い、軽減該当の被保険者については、軽減後の保険料額が通知されます
問国民健康保険課後期高齢者医療担当 ☎963-9170

**国民健康保険税の課税限度額と均等割額軽減判定の
基準所得額が変わります**

国民健康保険税を公平に負担していただくために行われた国の税制改正に伴い、平成29年度から課税限度額と均等割額軽減判定の基準所得額が表1・表2のとおり変わります。

	平成28年度の限度額	平成29年度からの限度額
医療分	52万円	54万円
後期高齢者支援金等分	17万円	19万円
介護分(40歳~64歳の方)	16万円	16万円
合計	85万円	89万円

均等割額の軽減割合	世帯主および同一世帯内の被保険者の 前年中の総所得金額等の合計額	
	平成28年度	平成29年度から
7割軽減	33万円以下	33万円以下(変更なし)
5割軽減	33万円+(26.5万円× (世帯に属する被保険者数 +世帯に属する特定同一 世帯所属者数*))以下	33万円+(27万円× (世帯に属する被保険者数 +世帯に属する特定同一 世帯所属者数*))以下
2割軽減	33万円+(48万円× (世帯に属する被保険者数 +世帯に属する特定同一 世帯所属者数*))以下	33万円+(49万円× (世帯に属する被保険者数 +世帯に属する特定同一 世帯所属者数*))以下

*国民健康保険から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した方で、以後、世帯主が変わることなく、継続してその世帯にいる方の数
*世帯主および16歳以上で国民健康保険に加入されている方全員の前年中の所得申告が必要となりますので、所得の申告を済ませるようお願いいたします。なお、軽減判定は自動で行い、軽減該当世帯については軽減後の税額が通知されます
問国民健康保険課保険担当 ☎963-9146